

## まえがき

本書は、法学部に入学した学生が、法律文章をどのように書けばよいかについて、ヒントをつかめる1冊をつくれなかつという試みを具体化したものです。

アメリカのロースクールでは、法律文章作成の訓練を行う「リーガル・ライティング」の授業があり、関連書籍もたくさん刊行されているようです。

しかし、これまで日本の大学における法学教育では、解釈論を中心としたその科目の要諦ようていを、もっぱら講義形式で聴かせる（学生にとっては聴かされる）のが主流で、事例問題を検討し、解答を文章で書くことについては、学生が自学自習すべきことだとされてきました。

これは、スポーツでいえば、そのスポーツの理論を教室で教わっているだけで、実戦はもちろん、練習もしないのと同じです。不思議な話ですが、これまでの法学教育では、これと同じことが行われてきました。わかりやすいたとえでいえば、算数の理論だけをひたすら授業で教わり、計算ドリルなどの演習は一切やらず、しかし、試験では計算問題を解かせる、というようなものです。

大学で法学を学ぶと、その成果は、まずは期末試験で問われますが、そこで事例問題が出題されても、学生はどのように答案を書いてよいのかわかりません。なぜなら、条文・判例・学説だけを学び、どのようなことを、どのような順序で、どのように書くべきなのかについては、何も教わっていないからです。**知識のインプットがあれば、それだけですぐに書ける、と考えるのは誤りです。書くトレーニングが、アウトプットとして必要になるからです。**

本書は、こうした法学教育における新たな試みとして始まった、「法学ライティング」という前期2単位の授業（青山学院大学法学部「司法コース」、2014年度が初年度でした）を担当したわたしが、実際にその授業のなかで、学生に書いてもらった課題を書籍化したものです。授業を受けていない読者の方でも、授業を受けているかのような臨場感が得られるようにし、**書籍全体の構成は「法律文章の書き方」を体系的に一般論として論じる方式は採り**

ませんでした。これをやると、結局、今度は、文章の書き方の「理論」だけを学ぶことになり、同じような結果になる危険もあると思ったからです。そうではなく、本書の読者の方にとっても、より身近な存在と思われる大学2年生（「法学ライティング」を受講された有志16名）に登場してもらい、1つの問題について、実際に学生が作成した2通の答案を掲載し、その作成者である学生2名とわたしが、「法律文章の書き方」について <sup>ディスカッション</sup> 議論をする形式を用いました。

読者の方は、本書に掲載されている12問の問題について、字数制限を守りながら、答案（文章）を書くことをおすすめします。試験では手書きが求められますが、本書は試験ではありませんので、パソコンを使ってもかまいません（「法学ライティング」の授業でも、答案はパソコンで作成してもらいました。また、文章技術を磨く場なので、内容（判例・学説など）については、自由に調べてよいことにしていました。知識を問う場ではないからです。読者の方も、レポートのように考えて、調べたうえで書くのも問題ありません）。

そのうえで、学生の書いた文章例や、わたしの作成した解答例を読んでください。解答に絶対はありません。裁判所の判決も、裁判官によって結論や書きぶりは異なります。しかし、一定の作法（形式）があるのも事実です。その基本は「法的三段論法」ですが、これについては本書のなかで、折に触れて解説をしていきます。

学生は大学2年生の前期に文章を書いて、議論の収録は、その夏から秋に行いました。全員が司法試験を目指しているとか、極めて優秀な人ばかりである、ということではありませんので、逆に、現役法学部生の素朴な悩みが、<sup>なま</sup>生の声として出ていると思います。みなさんにも、共感しながら、読んでいただけるのではないかと考えています。

「法学ライティング」は、約60名の受講生がいる授業でした。毎回、授業時間内で演習（「あなたの好きなことを紹介してください」などの一般的なテーマで文章を書いてもらい、その場で提出してもらうもの）を行い、それとは別に、第1回と最終回を除いた回（全15回のうち13回）、授業外での課題（本書に掲載した問題）も実施しました。毎週120通は、教える側にとっては負担と

はなりますが、学生のためを思い、次の授業には返却し、解説を行いました。そのなかで、良くできていた文章（約10通）は受講生に配布して、他の人の文章を読む機会を、できる限りつくりました。

インプットについては、本を読めばよいとか、授業を聴けばよいということになりがちです（そして、それが正攻法です）。しかし、アウトプットになると、このように、さまざまな方法で“トライ&エラー”をしながら学ぶ実践形式のほうが、確実に力が伸びるものです。

「法学ライティング」の授業では、グループ・ディスカッションの回も、2回設けました。5～6名のグループで、自分たちの書いた文章を読みあって、わかりやすく書けているところや、意味のとりにくいところを学生同士で指摘するものです。そして最後に、グループでいちばん良い答案を選んで、発表してもらいました。

主体的に参加できる授業が、これからの法学教育の課題になるのではないかと考えています（わたしが大学生のころは、ゼミ以外にはありませんでした）。

読者の方には、このように新しい試みとして始まった「法学ライティング」の授業を、本書を通じて追体験してもらえればと思います。各章の「**4** 学生との議論」は、授業で行われたものではなく、本書を作成するために特別に行い、収録したものです。授業では、約60名の受講生がいるため、基本的には講義形式をとりました。しかし、そこで話した内容のエッセンスは、「**4** 学生との議論」や、「**5** 解説」のなかにできる限り盛り込みました。

ぜひ、法学を学ぶ人が、「文章力を身につけるための最初の1冊」として使っていただければと思います。

以上のような経緯から、本書は、法学部2年生向けの授業を素材にしたものですが、学年やレベルを問わず、読んでいただければ、文章力をアップさせる視点がわかるように構成しました。

学部生だけでなく、法科大学院生も使える本です。とくに法学科目未修者コースの方（法学部出身者以外の方）は、入学したての法学部生と同じ境地で

# 要約する力を 身につけよう

## 1……この章の趣旨

要約の力は、法律文章を書く力を身につけるために極めて重要です。司法試験の論文試験では「判決文を要約しなさい。」という出題があるわけではありません。試験対策だけで考えると、不要なトレーニングと思われる方もいるかもしれません。しかし、司法試験を目指す方でも、実務家になった後は、裁判所に提出する書面のほか、クライアントへの説明文書など、長い文章（判決文など）を要約する力が、さまざまな場面で求められます（専門誌などに判例評釈や論文を書く機会もあり、それらの場面で極めて重要なのが要約する力であることは間違いありません）。**司法試験などを目指すわけではない大学生でも、いろいろな科目で課されるレポートの作成があるでしょう。**社会人になってからも、膨大な資料を短くまとめて上司やクライアントに報告するような場面は多いです。将来、法律家にならなくても、やはり身につけるべき力であるといえます。

この問題のポイントは、要約の対象が最高裁判決になっているということです。最高裁判決は、大学生にとっては長く感じられるかもしれませんが、第1審（地裁）判決や、控訴審（高裁）判決に比べると、比較的コンパクトにまとめられているものが多いです。ですから、とくに100頁近くになる（場合によってはそれを超える）こともある第1審（地裁）判決を読んで要約させるという問題に比べればやさしくなっている、ということです。とはいえ、10頁を超える判決文をわずか400字でまとめなければならないという点では、長い文章を読んで、ポイントをとらえて短くまとめる力が求められます。これはやってみて初めて、難しいことに気づくものです。**相当に削らないと400字以内には収まらないから**です。読者の方にも、まずは、実際に自分で書いてみることをおすすめします。

## 2.....演習問題

### 問題①

裁判員制度の合憲性について判断がされた最高裁平成 23 年 11 月 16 日大法廷判決・刑集 65 卷 8 号 1285 頁【憲法判例百選Ⅱ（第 6 版）181 事件】〔→巻末資料参照〕について、判決（最高裁判決）のポイントを、以下の観点から、400 字以内でまとめなさい。

- 1 問題点
- 2 結論
- 3 理由

## 3.....議論に参加をした学生の文章例

### ① フミさんの 答案

- 1) この判例には、いくつかの争点がある。①裁判員制度は憲法 80 条 1 項に違反する。②憲法 76 条 3 項の裁判官の職権行使が保障されなくなる。③裁判員裁判は、憲法 76 条 2 項で禁止されている特別裁判所にあたる。④裁判員は、憲法 18 条後段に違反する意に反した苦役に服される。
- 2) 本件上告を棄却する。
- 3) 判決理由は、①最高裁判所と異なり、下級裁判所については、裁判官のみで構成される旨を明示した規定はない。②裁判員は裁判官と事実の認定、法令の適用及び量刑について合議するが、最終的な判決は、裁判官に委ねられている。③裁判員制度による裁判体は、地方裁判所に属する。④裁判員となる国民はあくまでも参加するという形で苦役というまでもない。

②

## ダーヤマさんの 答案

本判決では、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）が憲法違反であるか否かが争われた。最高裁は以下2つの点を検討し、裁判員法に上告人の主張する憲法違反はないと判断した。

まず、国民の司法参加が一般に憲法上禁じられているか否かについて検討し、国民の司法参加は禁じられていないという見解を示した。理由として、憲法に明文の規定がないことが直ちにその禁止を意味しているものではないこと、国民の司法参加と適正な刑事裁判を実現するための諸原則が調和できることを挙げている。

次に、裁判員法による裁判員制度の具体的な内容について憲法に違反する点があるか否かについて検討し、憲法に違反する点はないとした。理由として、裁判官が裁判員制度の下でその職務に関して憲法に違反しないこと、裁判官と裁判員の構成する裁判体が憲法の禁ずる特別裁判所に当たらないこと、裁判員の職務等が憲法の禁ずる苦役に当たらないことを挙げている。

## 4………学生との議論(実際に文章を書いてみて、どうだったか?)

木山：それでは、問題①を始めたいと思います。

この問題は、憲法の判例で、裁判員裁判の合憲性について下された最高裁の判決を、400字以内で、問題点と結論と理由についてまとめなさいという、字数の少ない要約問題でした。

順番に聞いていきます。フミさん、問題は難しかったですか、やさしかったですか？

フミ：難しかったです。

木山：どのあたりが難しかったですか？

フミ：400字がすごく短く感じて、400字以内に収めるのが大変でした。

木山：そうですね。この判決文は、普通の判決文に比べて特別長いというわけではないですが、11頁あります。論点もけっこう多いし、かかわる憲法の条文だけでも、31条、37条、76条、80条、18条と多いので、これらを

400字にまとめるとなると、たしかに大変だったと思います。

では、次に、ダーヤマさん。難しかったですか、やさしかったですか？

**ダーヤマ**：難しかったです。

**木山**：どんなところが難しかったですか？

**ダーヤマ**：私も同じなのですが、400字で書かなければいけないということと、問題点、結論、理由という3つのポイントを落とさないように書くことが大変でした。

**木山**：なるほど。問題文で、問題点と結論と理由の3つを書きなさいと指定されているので、何を書けばいいかのヒントが示されていて、書きやすいという面はあると思います。ただ逆に、400字以内という制約もあるので、400字以内でこの3つを書くとなると、たしかに難しい面もあったのではないかと思います。

フミさんにお聞きしますが、実際に答案を書くにあたって、悩んだ点はありましたか？

**フミ**：まず、判例を読んで内容を理解するのにすごく時間がかかって、大変だったので、答案をどうやって書いたらいいかわからなくなりました。あと、結論の部分も、書き方に悩みました。

**木山**：そうですね、これは、授業の最初にやった課題でしたね。裁判所のWEBサイトを見れば、判決文が読めます。そこで、「各自で読んで下さい」とだけ言って、わたしからは判決の内容などについて事前に解説をすることはしませんでした。自分で判決文を読んで理解するのは大変だったかもしれません。

読んでみて、内容は何となくわかりましたか？

**フミ**：そんなにわからなかったと思います。でも、1回読んで、「とりあえず書いてみよう」という感じで書き始めました。

**木山**：細かいところまでみていくと、いろいろな条文の問題がたくさん出てくるので、たしかに、大学2年生の前期の段階では難しかったかもしれないですね。

いま、結論についてもどう書いていいかわからなかったという話がありました。フミさんの答案を見ると、2)の結論のところで、「本件上告を棄却

なお、ダーヤマさんの答案はとても上手でしたが、1か所よくわからない文章がありました。こうした文章のまま提出をしないためには、きちんと読み直す（見直しをする）ことも重要です。

## 6……解答例

400字以内という少ない字数制限があるものの、要約なので、上手に整理をしたことが伝わる文章を書きたい問題です。

**解答例①**は、制限字数が少ない関係上、見出しをつけることはやめて、ナンバリングだけで整理をした例です。

これに対して、**解答例②**は、わかりやすく整理をした印象を全面に出すために、見出しをつけて書いた例です。

### 解答例①

- 1 本判決では、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）が、憲法に違反しないかが問題になった。
- 2 裁判員法は、憲法に違反しない（結論）。
- 3 理由は、以下のとおりである。上告人は、①憲法には国民の司法参加を想定した規定はないため、裁判員制度は憲法32条、37条1項、76条1項、31条に違反し、また、②同制度は、憲法76条3項、同2項、18条後段にも違反すると主張した。

本判決は、憲法が、刑事裁判の基本的な担い手として裁判官を想定しているとしながら、他方で、一般的には国民の司法参加を許容しており、適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されていれば、その内容は立法政策に委ねられていると判示した(①)。

その上で、裁判員法が定める裁判員制度の具体的な内容についても、憲法違反はないと判示した(②)。

以上



## 伝わる文章の書き方

文章は誰のためにあるのでしょうか。多くの人は、自分の文章を書くことに必死になっています。答案であれば時間内に解答用紙をうめることで、レポートであれば期限までに提出することで、精一杯のようです。

このとき、その人の頭にあるのは、「書き終えること」と「期限内に提出をすること」です。しかし、このような思考から脱却しない限り、良い文章を書けるようにはなりません。なぜかという、このような状態で書く文章には「読み手」が不在だからです。

提出されたその答案は、採点をする先生のもとにたどりつきます。レポートも評価をする先生のもとにたどりつきます。先生は、「読み手」として、その文章を読みます。そして、「書き手」であるあなたが思っているよりも、はるかに短い時間で「評価」をします。採点をする側にとって、学生の答案やレポートは「ワン・ノブ・ゼム」でしかありません。多数ある文章のなかの1通でしかないのです。書く人はその1通に必死ですが、読む側は全員分を読んで「点数」をつけなければならないのです。

「読み手」の存在が意識できるようになると、文章に対する「意識」が変わります。伝わる文章は「読み手」に向けられた文章です。そのためには、問題点、結論、理由を端的に示すことが必要です。また、構成やナンバリングなどを工夫して、読みやすくすることが大切です。ぜひ意識をしてみてください。